

電子マニフェストの導入の経緯と運用方法

株式会社みずほ銀行 ファシリティマネジメント部



株式会社みずほ銀行の概要

所在地：東京都千代田区大手町1-5-5
従業員：28,909人
国内店舗数：464（2020年6月30日現在）

1. 導入のきっかけについて

当行では産業廃棄物処理に関する業務について専門性を必要とすることから外部委託を行ってきた。具体的には営業店（＝排出事業場）での産業廃棄物処理委託業者との契約締結の指導や事後管理（許可証の更新確認等）、都度のマニフェストの回収・管理、年次での自治体への「マニフェスト交付等状況報告書」作成のとりまとめ等である。

導入の直接の契機は、2018年4月から業務体制の見直しに伴い外部委託を内製化する方針となったことである。一旦、外部委託先から業務引継を受けたものの、その時点でマニフェストの取扱店は200店超、件数に至っては6,000件超であり、受入体制の再構築が喫緊の課題となった。特に年次の行政報告のためには日々営業店からマニフェストの送付（FAX＆郵便）を受け、データベース化する必要があり、作業は人海戦術になら

ざるを得なかった。当座は、簡易的なシステム化を図ったものの、さらなる業務効率化を検討していく中で電子マニフェストの存在を知ることとなった。

2. 導入に至るプロセスについて

(1) JWNETの「操作体験セミナー」が出発点

電子マニフェストの導入検討に際して当初はASPの利用を含めていくつかの選択肢があったが、JWセンター（以下、「JW」）主催の「操作体験セミナー」に参加し、この時のご縁でJWの担当者に導入に至るまで多大なサポートをいただいた。

結果的に実機デモを経てJWNETを標準利用することとなったが、「操作体験セミナー」は実践的な内容であり、導入後のイメージもつかみやすいため、導入後も複数の担当者が同セミナーを受講し、電子マニフェストの理解を深めた。

(2) 導入には半年の準備期間

本格的な導入に向けた準備期間は半年を要した。まずは営業店における過去2年度のマニフェストの発生状況を分析し、最適な移行方法と手順を模索。つぎに導入の2ヶ月前にJWNETのIDを取得し、「基本設定」の項目を本部でまとめて事前に登録し、営業店は自店のマニフェスト登録に専念できるようにした。さらに、営業店で電子マニフェストの登録を迷わずにできるように入力マニュアル（①導入編、②新規登録編）を作成した。

(3) 移行はエリア別に3回に分けて実施

移行は、慎重を期すため2019年4月からエリア別に3回（①都内、②首都圏3県、③その他地方）に分けて1年かけて行った。JWNETへの登録内容（例：廃棄物種類の選択、「数量確定者」の役割分担）は収集運搬業者や処分業者によって微妙に異なることから、業

者毎に確認が必要であった。

3. 電子マニフェストの運用方法について

(1) サブ番号の利用

当行では営業店（＝排出事業場）の数が多いことを踏まえてJWNETの「加入者サブ番号」を利用している。経常的に産業廃棄物の排出のある営業店に1つずつサブ番号を付与しているが、現在では本部で3つのIDを取得し、1IDについて上限99のサブ番号を有効活用している。

(2) 電子マニフェストの登録上の工夫

営業店における産業廃棄物の排出形態には①経常的なものと、②スポット的なもの、があり、産廃業者と相談の上で「新規登録」と「予約登録」を使い分けている。特に、昨今は当行では大規模な店舗統廃合に伴うレイアウト変更工事や店舗閉鎖に伴う産業廃棄物の排出が増えており、1回あたりのマニフェスト登録件数も増えている。このような場合には予約登録の「発行件数」欄を活用することにより、1回の登録作業で複数の電子マニフェストが登録できる機能を重宝している。

また、営業店での産業廃棄物は廃プラスチック類等、ある程度限られていることから「パターン登録」の利用を推奨しており、各店で正確かつ効率的な電子マニフェスト登録を心がけている。

導入当初は、JWNETの操作方法について全国各地の支店から本店へ照会電話が鳴りやまない時期もあったが、本部側においてもJWの支援によりノウハウの蓄積が図られ、現在では安定稼働が図られている。

(3) 営業店に加えて本部部署も電子化へ

営業店の移行が一段落した2020年度には営業店で移行ノウハウを生かし、本部部署で発生しているマニ

フェストの電子化に着手した。対象は10を超える本部部署（＝排出事業場は20程度：事務センター、電算センター、研修所等）であり、今年10月からはさらに年間1,000件程度のマニフェストの電子化を見込んでいる。本部部署にはシステム関連部署も含まれており、営業店とは異なる廃棄物種類（廃電気機械器具等）や有償売却の形態等があったが、この場合についてもJW並びに各産廃業者に対応方法をご教示いただき、円滑に電子化への移行が図られたところである。

4. 電子マニフェストのメリット、デメリットについて

JWNETを利用した電子マニフェストのデメリットは感じておらず、メリットを以下の3点について述べる。

まず第1は、業務の「ペーパーレス化」が図られたことである。折しもコロナ禍で在宅勤務を強いられる中、ペーパーレス化は業務改善の最優先事項であり、営業店・本部で紙のハンドリングから解放されたことは大きい。

第2に、年次の自治体宛報告が不要になったことである。これまでの業務負荷はこのために生じていたと言っても過言ではなく、電子化によりJWから各自治体へ直接報告されることになった効果は極めて大きい。

第3に業務の進捗管理の「透明化」が図られたことである。このことは営業店と本部との間だけでなく、「マニフェスト情報の照会」機能により委託業者の処分プロセスもリアルタイムで把握できることである。

最後にJWをはじめ、当行の電子マニフェスト移行にご支援いただいた関係各社に対して御礼申し上げます。